



平成二十二年一月一日

秋田県能代市出口本町一一一四

秋田県原爆被害者団体連絡会
会長 小山春雄



美術町

議長

非核三原則の法制化を求める議会決議、 意見書採択についての陳情

号 第 情 動 漢

2 私たちは六十年前広島・長崎で原爆被爆にあつた秋田県に住する被爆者です。冒頭より、私たちの譲り受けた被爆者として多くのご配慮を賜つておられますことに心から御申上げます。

広島・長崎の被爆から六十五年目を迎えます。人類がつくり出した最も残酷な兵器「核兵器」による地獄を体験させられた私たちは、今まで、自らの命を削る思いで被爆体験を語り、核兵器による犠牲が一度も生まれないことを強く願つて運動を続けてきました。この地球上から核兵器をなくすことは、私たち被爆者の悲願です。

その願いに、今、一筋の光が見えてきました。核兵器を使用した唯一の国であるアメリカの大統領が昨年四月五日フランクで、核兵器のない世界を追求していくことを明言したのです。

今こそ日本は、核兵器を廢止された唯一の国として核兵器の廃絶に向けて主導的役割を果すべきです。そのため、私たち被爆者は、核兵器をつくらず、持たず、持ちませずの「非核三原則」の法制化を求めます。この願いが、被爆者のみならず、国民的意義があることを理解いただき、貴議会が「非核三原則」の法制化を促す決議を採択され、政府（総理大臣）および国会（衆参両院議長）にその意見書を提出くださるよう陳情いたします。